

地方公共団体の取組について

都道府県が独自に実施する保護者負担軽減施策 (未定稿)

都道府県	事業内容				詳細・備考
	出生順	年齢	施設	軽減内容	
青森	第3子以降	-	幼稚園	所得に応じて保育料軽減	市町村に対する補助 18年度で廃止
秋田	第3子以降	-	保育所 幼稚園	保育料無料に	市町村に対する1/2補助 17年度に廃止し、下記に制度改正
	第1子	0歳	保育所		
	第1子以降	1歳以上		保育料1/2に	市町村に対する1/2補助
福島	第2子以降 (同時就園)	-	私立幼稚園	同時就園第2子の保育料を第1子の1/2に、第3子を1/10に	幼稚園に対して支給 国基準との差額を支出
栃木	第2子以降 (同時就園)	-	私立幼稚園	保育料第2子1/2に、第3子以降1/10に	
	第3子以降	0~2歳	保育所		
埼玉	-	-	私立幼稚園	一人4,000円 (家計急変世帯は100,000円)	幼稚園に対して支給
東京	-	-	私立幼稚園	所得に応じ、1人あたり年28,800~74,400円 (同時就園第2子以降年60,000~74,400円)	区市町村に対して左記を上限として全額支給
富山	第3子以降	3~4歳	私立幼稚園	保育料3歳1/2以下に、4歳1/3以下に	
	第3子以降	0~4歳	認可保育所	保育料0~3歳1/2以下に、4歳2/3以下に	中核市以外の市町村に対して支給
石川	第3子以降	0~2歳	認可保育所	所得税非課税世帯対象 一人当たり月3,000円を上限	保護者に対して支給
福井	第3子以降	0~2歳	保育所	保育料無料に	市町に対する1/2補助
愛知	-	-	私立幼稚園	所得に応じ、一人あたり年3,500~16,300円	幼稚園に対して支給 (就園奨励費に上乘せ)
	第3子以降	3歳		保育料無料に	
	第3子以降	0~2歳	保育所	保育料無料に	市町村に対する1/2(中核市は1/4)補助
京都	第2子以降 (同時就園)	-	私立幼稚園	保育料(就園奨励費差し引いた保護者実負担額)1/2に	幼稚園に対して支給
	-	-	学校法人以外私幼	課税所得が7,110,000円以下の場合、一人年17,000円	幼稚園に対して支給
	-	-	学校法人以外	一人年46,667円	(教材費) 幼稚園に対して支給
大阪	-	3歳	私立幼稚園	一人年23,000円	幼稚園に対して支給
和歌山	第3子以降	0~2歳	認可保育所	保育料無料に	市町村に対する1/2補助
鳥取	第2子以降 (同時就園)	-	私立幼稚園	保育料1/2を上限に軽減	
	第3子以降	-	私立幼稚園	保育料1/2に	
島根	第3子以降	0~2歳	保育所等	保育料1/2に	市町村に対する1/2補助
山口	第3子以降	0~2歳	保育所	所得に応じて保育料軽減(2~4階層無料に、5~7階層1/2に)	市町に対する1/2補助
徳島	第3子以降 (単独就園)	0~2歳	保育所	保育料1/2以下に	市町村に対する1/2補助
愛媛	第1子以降	-	幼稚園	国の就園奨励費と同様	18年度は75%、19年度は50%、20年度は25%の支給額で実施し、20年度で廃止
	-	-	学校法人以外私幼	一人年16,300円(3歳児は8,150円)	幼稚園に対して支給(教材費) 17年度で廃止
佐賀	第2子以降 (同時就園)	-	学校法人 私立幼稚園	一人月2,000~3,000円	幼稚園に対して支給 19年度で廃止
長崎	第2子以降 (同時就園)	-	私立幼稚園	第2子月3,000円、第3子以降無料に	
	第3子以降 (同時就園)	-	保育所	保育料無料に	市町村に対する1/2補助
熊本	第3子以降 (同時就園)	-	私立幼稚園	保育料無料に	最近利用実績なし
	第3子以降	0~2歳	保育所	保育料無料に	市町村に対する1/2補助
		-	保育所	3人同時就園の場合、保育料無料に	
大分	第2子以降	0~2歳	保育所 (認可外含)	保育料第2子1/2に、第3子以降無料に	市町村への1/2補助。無認可施設は第2子月17,500、第3子以降月35,000円を上限とする
宮崎	-	-	学校法人以外私幼	一人年10,000円	
	-	-	私立幼稚園	一人10,000円	

平成20年7月調べ

秋田県における保護者負担軽減策について

すこやか子育て支援事業（保育料助成）について

1 制度導入の経緯

- 平成 3 年 7 月 出生率の向上対策として実施
第 3 子以降の保育料の無料化（県 1/2、市町村 1/2）
- 平成 15 年 4 月 拡充 第 1 子 0 歳児の保育料の無料化
- 平成 17 年 8 月 充実強化
- ・ 1 歳児以降の保育料 1/2 に相当する額を助成(県 1/2、市町村 1/2)
 - ・ 乳児(0 歳児)養育支援金 月額 1 万円支給(県 1/2、市町村 1/2)
ともに子育て家庭の 75% が対象

平成 17 年見直しの基本的考え方

- (1) 生活基盤の弱い若い世帯を対象に、より効果的・現実的な経済的支援策を講じることにより、希望する数の子どもを生き育てる環境を整備する。
- (2) すべての子育て家庭への支援を原則とする。
- (3) 自己負担・所得制限の導入を原則とする。

- 平成 20 年 4 月 乳児養育支援金の見直し
平成 20 年 4 月 1 日以前に生まれた乳児に限って、
月額 5 千円を支給

2 . 平成 20 年度当初予算額

保育料助成	1,673 百万円	(対象者	27,629 人)
乳児養育支援金	86 百万円	(対象者	5,724 人)

3 . 課題

県の財政を取り巻く状況が厳しいことから、現在、保育料助成等のあり方を検討している。

【検討の視点】

保育料助成

ゼロ歳児への支援や所得制限額の引き下げ（現行 75%）を含めた助成のあり方

乳児養育支援金

廃止

栃木県鹿沼市における保護者負担軽減策について

1 事業の背景・課題

鹿沼市では、結婚から出産、育児、そして住宅取得まで“つながりのある総合的な少子化対策”として、平成18年度から「第3子対策事業」を実施している。これは、鹿沼市次世代育成支援対策行動計画策定に際して行ったアンケートで、多くの市民が「理想的な子どもの数は3人だが、予定する子どもの数は2人」と回答しており、この理想と現実の差を生じさせている要因の上位が経済的な理由であったため、3人以上の子育て家庭に対する支援に特に力を注ぎ、出産・育児に対する負担感・不安感を緩和することで、多くの市民の理想と現実を近づけていきたいと考えたからである。

第3子対策事業は急速に進行する少子化の流れを変え、地域社会の活力を維持し子育て家庭が「安心」と「喜び」をもって子育てにあたる“社会環境づくり”を進め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために実施している事業であり、その1つの柱として保育園及び幼稚園保育費の負担軽減に取り組んでいる。

今後は、第3子以降だけでなく、第1子からの助成を充実させていくことが課題である。

2 施策

保育所保育料の減額（平成18年度～）

国が定める徴収基準額のうち一部を市が負担。

階層	改正前月額	減額後月額
3歳未満児		
7	34,000	30,000
8	45,000	35,000
9	47,000	40,000
10	48,000	45,000
3歳児		
7～10	27,000	25,000

第2子の保育料半額

保育所・(私立)幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部とも、第2子の保育料を半額に。

国の保育所運営費国庫負担金の基準で、同時就園第2子の保護者負担割合は5割。

国の幼稚園就園奨励費補助金の基準で、同時就園第2子の保護者負担割合(私立幼稚園)は7割。

第3子の保育料無料

第3子以降保育料無料化事業

認可保育所に通う第3子以降の保育料を無料に。

同時就園条件なし。

幼稚園第3子以降子育て支援事業

私立幼稚園に通う第3子以降の保育料を無料に。(市内に公立幼稚園なし)

同時就園条件なし。

各幼稚園の園則に定める「保育料」を対象とし、教材費やバス代等を含まない。

平成19年度実績見込及び平成20年度予算

	第3子以降保育料無料化事業 市の負担額(歳入減額)(保育園)	幼稚園第3子以降子育て支援事業 市の補助額(幼稚園)
H19 実績見込	3歳以上児 196人 34,169,000円 3歳未満児 176人 24,892,000円 合計 372人 59,061,000円	満3歳児以上 145人 20,881,700円
H20予算額	歳入減額 56,961,000円	補助額 25,000,000円

福島県田村市における保護者負担軽減策について

1 経緯

当市は、平成17年3月1日に合併して誕生したが、若年層の流出などによる少子高齢化の急速な進行への対策が、新市としての最重要課題の一つとして取り上げられ、旧町村で策定されていた次世代育成行動計画を一步踏み込んだ形で見直すこととなった。

平成18年3月 田村市次世代育成支援行動計画を策定。
生活支援の充実の一つとして、以下の施策を盛り込む。

- ・市保育所保育料、市特別保育所保育料、市立幼稚園保育料等の軽減化
段階的に保育所保育料、特別保育料を完全無料化の方向で検討
- ・私立幼稚園就園補助の拡充
- ・地域保育施設事業費補助の拡充（認可外保育施設に対する補助）
- ・在宅で養育している保護者へ、子育て支援奨励金の検討
- ・放課後児童クラブ保育料の軽減化

田村市次世代育成行動計画を策定するにあたり、その効果が十分発揮できる施策を模索した結果、子どもを生き育てることに対する不安を取り除くためには、子育て世帯の経済的負担を軽減することが必要であると考え、4・5歳児の保育料の無料化を始めとする諸施策が生活支援の充実の一つとして盛り込まれた。

2 施策

上記行動計画を受け、現在、以下の事業を実施中。

(年齢は、3月31日現在)

項目	子育て支援施策の概要
市立保育所保育料	4歳児、5歳児の保育料を無料にします。
市立保育所多子世帯保育料軽減事業	3人目以降の3歳未満の児童の保育料を軽減。 市が定める保育料の1/2または1/4の額を軽減。
市立幼稚園入園料	入園料を無料にします。
市立幼稚園保育料	4歳児、5歳児の保育料を無料にします。
私立幼稚園就園補助事業	保育料を補助します。 4歳児月額 12,500円 5歳児月額 15,100円
地域保育施設（託児所等）事業費補助金	保育料を補助します。 4歳児月額 12,500円

	5歳児月額 15,100円
地域保育施設（託児所等） 多子世帯保育料軽減事業	3人目以降の3歳未満の児童の保育料を補助します。 月額10,000円又は月額保育料の1/2のいずれか低い額を補助。
学童保育・預かり保育保育料	保育料を無料にします。
子育て支援報奨金	保育等を受けていない4歳児、5歳児の児童に教材費等の購入支援として月額5,000円を支給します。

（参考）上記事業の対象となっている4・5歳児数（平成20年6月1日現在）

市立保育所（ ） 65人

市立幼稚園（ ） 331人

私立幼稚園（ ） 267人

託児所等（ ） 10人

在宅（ ） 19人

上記で市内のほぼ全ての4・5歳児がカバーされていると考えられる。

3 今後の方針・課題

この施策により、子育て世帯の転入、保育所入所者数の増加など一定の効果が見られ、市民からも好意的に受け取られている。今後は、この施策を継続しつつ、企業誘致、地域経済の活性化などの諸施策と連携しつつ、定住人口の増加を図ることが課題となっている。